

鳥取県木材産業人材育成推進事業実施要領

制 定 平成31年4月25日付第201900022793号
一部改正 令和3年4月14日付第202100017871号
鳥取県農林水産部長通知

第1 目的

本事業は、県産原木又は県産材を取扱う木材産業事業体の人材育成及び就業者の資格の取得等を支援することにより、木材産業の振興を図ることを目的とし、事業の実施に当たっては、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）及び鳥取県木材産業人材育成推進事業費補助金交付要綱（平成31年4月25日第201900022793号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第2 定義

この要領における用語の意義は、要綱に準ずる。

第3 事業の内容

1 人材育成支援事業

木材産業事業体の人材育成や定着率の向上、安全意識の向上等を目的として段階に応じて（若手・中堅・管理職等）必要な研修を企画実施、又は従業員の外部研修受講を促進する。

(1) 事業の対象者

原則として、木材産業事業体が雇用する正規雇用者。

(2) 事業の実施

ア 研修を企画実施する場合

同一の対象者に対して同一の講師が同様の研修を行うために受けられる補助の回数は1回限りとする。

イ 外部研修を受講する場合

対象者が同種の研修を受講するために受けられる補助の回数は1回限りとする。

2 資格習得支援事業

木材産業事業体の就業者の育成・確保を図るため、安全衛生技能講習等の受講や資格取得を促進する。

(1) 事業の対象者

木材産業事業体が雇用する正規雇用者で、安全衛生技能講習等の受講や新たに資格取得を行おうとする者。ただし、資格取得の再受験は対象外とする。

(2) 補助事業の対象とする安全衛生技能講習等

フォークリフト運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、玉掛技能講習、はい作業主任者技能講習、木材加工用機械作業主任者技能講習、丸のこ等取扱い作業従事者教育、自由研削といし取替試運転作業者特別教育、木材接着士資格、木材乾燥士資格（針葉樹製材乾燥技術者研修含む）、木材切削士資格、木材保存士資格、製材の取扱業者の認証に伴う資格者養成研修、乾燥設備作業主任者技能講習、伐木等の業務に係る特別教育の14種類とする。

第4 証拠書類等の保管

事業実施主体は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業終了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

第5 助成措置

県は、予算の範囲内において、要綱の規定に基づき補助するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月25日から施行し、平成31年度事業から適用する。

2 この改正は、令和3年4月14日から施行し、令和3年度事業から適用する。